

短期金融市場取引活性化研究会

平成 15 年度

平成 15 年度 取り纏め

(平成 15 年 4 月 ~ 平成 16 年 3 月)

平成 16 年 4 月

目次

. 平成 15 年度議題一覧	1
. 平成 15 年度検討事項	
1 . 災害時の B C P (Business Continuity Plan : 業務継続計画) 対応について	3
2 . 短期社債取引活性化について	5
3 . 短期金融市場活性化策について	7
4 . 郵政公社市場参加に伴うマーケット運営について	8
5 . 日本銀行への要望事項取り纏めについて	9
. 付属資料	
【災害時の B C P 対応 関連】	
1 - 1 . 行動指針についての検討	
1 - 2 . 災害時の短期金融市場における行動指針	
1 - 3 . 検討事項取り纏め～本年度の主な取り組み	
【短期社債取引活性化 関連】	
2 - 1 . 市場活性化に向けた方策 (案)	
2 - 2 . 16 年度税制改正要望事項の検討状況について	
2 - 3 . 保証付 C P 等についての論点の整理	
2 - 4 . (1) 市場・制度動向報告	
(2) 保証条項の開示関連手続	
(3) 受渡金額と単価の使用について	
(4) その他の課題	
2 - 5 . 短期社債に関する検討課題	
【短期金融市場活性化策 関連】	
3 - 1 . 問題点の把握と改善提案	
3 - 2 . 短期金融市場活性化のためのアクションプラン	
【日本銀行への要望事項取り纏め 関連】	
5 . 日本銀行への要望事項	
【その他】	
6 . 平成 15 年度短取研メンバー	

・平成 15 年度議題一覧

・定例会合議題一覧

第 1 回 (4 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の短取研活動報告について ・今年度の研究・検討事項について ・【報告】金融市場の B C P に関するフォーラム（事務局：日本銀行 金融市場局）の開催について
第 2 回 (5 月 22 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の研究・検討事項とスケジュールについて ・市場運営に関する日本銀行への要望事項について ・ B C P 対応について ・短期社債取引活性化について
第 3 回 (6 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・短期金融市場活性化策について ・郵政公社市場参加に伴うマーケット運営について ・ B C P 対応について
第 4 回 (7 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・短期金融市場活性化策について ・ B C P 対応について ・郵政公社市場参加に伴うマーケット運営について
第 5 回 (8 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【報告】共同受渡業務従事の出向者の転籍について（短資協会） ・日本銀行への要望について ・短期金融市場活性化策について ・ B C P 対応について
第 6 回 (9 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行への要望について ・短期金融市場活性化策について ・ B C P 対応について
第 7 回 (10 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行への要望について ・短期金融市場活性化策について ・短期社債取引活性化について ・ B C P 対応について
第 8 回 (11 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行への要望について ・短期社債取引活性化について ・ B C P 対応について
第 9 回 (12 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【報告】短資取引約定確認システムの利用料金について（短資協会） ・短期社債取引活性化について ・ B C P 対応について

第 10 回 (1月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【報告】大口決済システムの構築等資金決済システムの再編について(全銀協事務委員会大口決済システム検討部会) ・【報告】投信備考コード更改について(UFJ信託銀行) ・短期社債取引活性化について ・コール市場整備について ・BCP対応について
第 11 回 (2月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【報告】短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) ・短期社債取引活性化について ・BCP対応について
第 12 回 (3月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本銀行への要望について ・短期社債取引活性化について ・BCP対応について

・BCP対応PT議題一覧

第 1 回 (1月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・【報告】各国の市場レベルのBCPに関する最新動向について(日本銀行) ・業態横断的な市場レベルのBCPの実務を担う組織の枠組みについて
第 2 回 (2月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の円資金市場におけるBCPの実務を担う組織の対応について(事例研究)
第 3 回 (3月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・業態横断的な市場レベルのBCPの実務を担う組織について

．平成 15 年度検討事項

1 ．災害時の B C P (Business Continuity Plan：業務継続計画)対応について

2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロ以降、欧米を中心に OTC マーケットにおける BCP についての議論・整備が行われ、本邦においても 14 年度短取研・レポ研等において検討がスタートした。15 年度の短取研では、実際に東京で災害が発生したケースをより具体的にイメージしつつ、実効性の伴った形での市場レベルの BCP のフレームワーク作りを展望し、より実務的な観点から分析・提案・実践するよう努めた。

(1) 日本銀行主催の会合への参加と還元 (6～10 月)

日本銀行 (金融市場局) を事務局とする「金融市場の BCP に関するフォーラム」(1 回)、「金融市場の BCP に関するワークショップ」(計 3 回) に短取研メンバー数社が参加、短取研会合において議論の成果等について都度報告・還元を行った。

(2) 連絡先リストの交換 (9 月)

短取研メンバー、日本銀行 (金融市場局) 等において緊急連絡先リストを交換。(9 月)
なお、アンケート調査 (8 月) の結果、各業態内の円貨資金繰り担当者間における連絡網整備状況は、業態の特性によって区々であることが判明。従って、業態内の連絡網整備については、業態の特性も勘案し、各業態の判断に委ねられることとなった。

(3) 情報・通信・ディール対応ツールの研究・デモンストレーション (6 月・9 月)

通信・情報・ディール対応ツールを紹介。(6 月)

情報ベンダー数社によるデモンストレーション会合を開催。(9 月)

メンバー以外の金融機関からも参加。

(4) 日銀宛要望 (10 月)

BCP に関する日本銀行への要望事項として以下の事項を要望。

- ・「市場レベルの BCP」における民間への継続的な協力・サポート
- ・広域障害・災害発生時における日銀の実務面での対応基準の早期公表
- ・日銀ネット端末ダウン時の代替手段の確保

日銀ネット端末店舗を他店舗に切り替えられる端末店舗属性の変更実施機能

日銀による代行入力 (FAX 等で依頼)

(5) 「災害時の短期金融市場における行動指針」の策定(12月)

市場参加者による初の市場横断的な災害時のガイドラインを策定。目的は、本邦円資金マーケットをターゲットに被災後の市場全体の機能について円滑な復旧を図るべく、基本的な姿勢も含めた指針を市場参加者へ提供・周知するもの。

また、取り上げる被災レベル(リスクシナリオ)については、最悪のレベル(首都機能壊滅、決済システム全面停止等)ではなく、東京市場参加者の半数程度が被災し、取引可能な半数程度の参加者と協力し、いかに通常業務を復旧させていくか、という状況を設定した。

(6) 「BCP対応PT」の立上げと定期開催(1~3月)

問題の所在

「災害時の短期金融市場における行動指針」の策定にあたっては“東京市場参加者の半数程度が取引不能”という前提(想定)を置いた。

しかし、実際に災害が発生した時に求められるのは、

1) この行動指針なり市場慣行なりを現実の状況に合う形へフィットさせるべく、「いかに」微調整を行い、その上で然るべき判断を下していくか、

2) 「誰が」民間(各市場)においてそうした役割を担っていくのか、

という実務対応策であろう。短取研では行動指針策定後の次のステップとして「業態横断的なBCPのフレームワークを示す」ことを目標においた。

対応

業態横断的な市場レベルのBCPの実務を担う組織のあり方等について集中的に検討すべく、短取研において当該専門PTを立上げた。オブザーバーとして日本銀行(金融市場局)、全銀協(業務部)も招き、幅広い意見交換を行える環境を整えた。

成果

PT会合では市場横断的な課題についてときに事例研究を交え、集中討議を行った。その結果、短取研本会合(2月)にて「業態横断的な市場レベルのBCPの実務を担う組織によるウェブサイトを用いた情報集約・還元モデル」や、「業態横断的な市場レベルのBCPの実務を担う組織による推奨事項策定プロセスイメージ」の提案も行い、「市場レベルのBCP」のモデル構築に向けた素案を検討した。

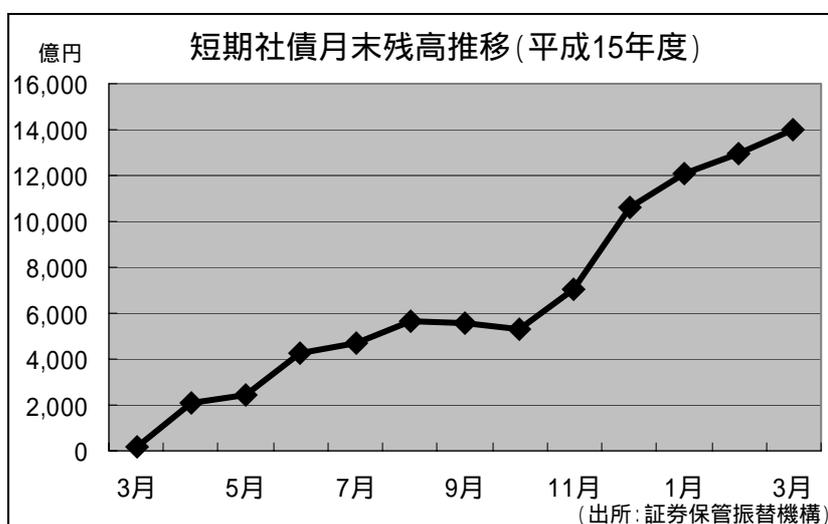
なお、各業態での被災状況等の情報を集約する意義・目的は、決して自分達への還元だけに止まるものではなく、例えば、金融当局が法令等に基づく判断をより実情に則して適宜適切に下すためにも、民間においてより正確且つ効率的に市場全体の状況を把握し、当局と一元的に連携する機能の確保は重要である。

今後は業態別検討と並行しながら、引続き業態横断的な対応について検討する。

2. 短期社債取引活性化について

2003年3月31日、短期社債（電子CP）の取扱いがスタートした。実質初年度である15年度を振り返ると、年度後半に一段の残高拡大の動きもあり、穏やかではあるが着実な電子化拡大の基調が見てとれる。

15年度は、サムライ電子CPの償還差益に対する源泉徴収適用（16年度税制改正により免除）や手形CPの印紙税軽減措置の継続（16年度税制改正により平成17年3月まで延長）等、税制面での制約・影響もあったのは確かであるが、短取研では、それらも含め、市場育成にあたっての未整備事項を中心にフォロー・検討を行った。



(1) 16年度税制改正要望フォロー(10~12月)

全銀協等より要望しているCP・短期社債関連税制の改正について、その経過状況について適宜報告をおこなった。

(2) 日銀宛要望(10月)

短期社債に関する日本銀行への要望事項として以下の事項を要望した。

- ・CP買現先オペにおいて、当日入手する玉の差入

(3) 保証付CPの電子化対応について(10~2月)

電子CPにおける保証の真正性の確保は、市場拡大にあたって重要なテーマという認識のもと、手形CPにおける券面保証(個別保証)に代わる枠組を、ペーパーレス化された電子CPにおいていかに法的効力を持たせた形で構築するかについて検討をおこなった。(10~12月)

証券保管振替機構（保振）より、平成 17 年度に予定されている短期社債振替システムの一般債振替システムへの共通化のタイミングで、システム上での「保証情報のコード化」が提案されたが、それに対する全銀協等の対応状況について適宜報告をおこなった。（1~2月）

（4）約定単価・利回り対応について（12~2月）

手形 CP の取引報告書（法定帳簿）は“利回り”が記載されていたが、短期社債においては従来の手形 CP と同様に“利回り”であったり“単価”であったりと、市場において必ずしも統一されていない。短期社債取引の約定照合が、平成 17 年度に予定されている一般債振替における保振の決済照合システムを利用するにあたって、“単価”は入力必須項目となる為、その対応について意見交換をおこなった。

3. 短期金融市場活性化策について

平成 13 年 3 月から続く量的緩和政策の長期化により、コール市場をはじめ短期金融市場の機能低下が指摘されて久しい。日銀の金融市場調節方針にみるディレクティブ（日銀当座預金残高目標）は、平成 15 年度だけをみても期初段階で 17～22 兆円だったものが期末段階では 30～35 兆円へと増大。一方で、コール市場残高（短資協会発表）は連日ほぼ 10 兆円台後半と低迷状態が続いている。

短取研では同政策によってマネー・マーケットが受ける影響・問題点についていま一度整理し、こうした環境にあっても「市場活性化」の命題に真正面から取り組み、その実現のための諸策についての検討をおこなった。

（1）市場活性化に向けた参加者意見交換（6～7月）

幹事からの提案（6月）

「市場活性化」を 収益向上と 資金の需給調整機能の回復という二つの側面から捉え、プレスト的な観点から取上げて多少非現実的と思われる案も織り交ぜ、いくつかの活性化策を提示した。

メンバーからの提案（7月）

上記 幹事提案を受け、メンバーからもアンケート・意見交換により広く活性化案を募り、「市場活性化」をより現実的、且つ、より市場参加者が求める形で具現化するための検討を重ねた。

（2）「短期金融市場活性化のためのアクションプラン」の策定（7～10月）

上記検討の結果、「市場活性化」の第一歩として以下の2点にテーマを絞り込んで「アクションプラン」として取り纏め、提言をおこなった。

振替国債担保付コール取引の環境整備

日本銀行補完貸付制度（ロンバート貸出）の利用促進・機能向上

（3）その他（コール市場整備関連）

- ・最近のコール市場の参加業態の拡大に関する意見交換をおこなった。（1月）

4．郵政公社市場参加に伴うマーケット運営について

平成 15 年 4 月 1 日に日本郵政公社が発足した。巨額の資金量を有する同社が発足後日本銀行当座預金勘定を有し、短期金融市場の一参加者としての準備を進めていることを受け、短取研では平成 14 年度よりその対応についての協議を同社も交えて行ってきた。公社化に伴う市場参加がスタートする平成 15 年度においても引続き本テーマについてはフォローすることとした。

(1) 短取研への定期的なオブザーバー参加

平成 15 年度においては、公社化後の同社の市場参加が与え得るインパクトの大きさを勘案し、同社を短取研の定期的なオブザーバーとして招聘、年度を通じ短期金融市場における情報交換を密におこなった。

(2) 日本郵政公社法改正後の同社市場参加方針について (6 ~ 7 月)

7 月の日本郵政公社法の改正によってコール取引における資金運用が可能となるにあたって、運用対象となる資金の区分、その法的根拠・制約、市場慣行への対応方針、市場への参加時期等について、同社より説明を受けた。

5. 日本銀行への要望事項取り纏めについて

14年度に続き、15年度においてもメンバーから市場運営に関する日本銀行への要望事項を募集した。市場でのニーズが強く、且つ、真に市場運営に資するものという観点から、以下の4テーマにおいて15の事項についての要望書を同行へ提出した。(10月)

その後、11月に同行より回答を受領、また年度終りにあたってはその後の要望事項に対するフォローアップの報告を受けた。

(1) BCP関連

- ・「市場レベルのBCP」における民間への継続的な協力・サポート
- ・広域障害・災害発生時における日銀の実務面での対応基準の早期公表
- ・日銀ネット端末ダウン時の代替手段の確保
 - 日銀ネット端末店舗を他店舗に切り替えられる端末店舗属性の変更実施機能
 - 日銀による代行入力(FAX等で依頼)

(2) オペ/担保関連

- ・振替社債の担保差入に係る具体的手順の検討
- ・短期国債買入オペ対象銘柄の拡大
- ・国債現先オペのマージンコールについて債券・現金のいずれかの差入を選択可能とすること
- ・国債買現先オペにおける銘柄数制限(10)の撤廃
- ・CP買現先オペにおいて、当日入手する玉の差入

(3) 日銀ネット/システム関連

- ・制度・日銀ネット機能等変更時の、十分な準備期間の設定と検討段階からの前広な報知
- ・ホームページ上での通達や報告様式の検索機能の追加
- ・日銀ネット端末のプログラム変更手続を現行のFD処理から日銀サイトでの遠隔操作等へ変更
- ・日銀ネット端末の機能改善(同一社内の日銀取引先店舗(含、非オンライン店舗)が管理する取引履歴(当日の入出金異動明細等)を本店等オンライン店舗が取得する機能)

(4) その他

- ・決済の階層構造化を展望した、口座保有者とオペ先・入札参加者との関係見直し

- ・ D Dコール取引諸計数（含、レート）の公表
- ・ 日銀準備預金のキャリーオーバー制度の実現

【平成 15 年 5 月 短取研資料】

平成 15 年 5 月 22 日

【BCP対応】行動指針についての検討

【災害時の短期金融市場における行動指針】

1. 目標

- ・ 各社資金繰りの確保・OTC 短期市場機能の復旧に向けた実務対応整備

2. 想定状況

- ・ 原因事象：システムトラブル・停電等の障害、地震・火事・テロ等の災害発生
- ・ 結果事象：東京市場参加者の半数程度が取引不能

3. 前提（＝当局への要望）

- ・ 日銀による各金融機関宛貸出、各金融機関による災害対応の顧客決済資金支援は適宜行われる
- ・ 日銀ネット等の決済インフラはバックアップセンター立上げにより稼働
- ・ 市場慣行の緩和

4. インフラに関する要検討事項

通信手段

- ・ 一般電話・FAXの代替通信手段の確保。
- ・ 市場関係者間の連絡網の整備（日中・休日夜間等取引時間外別）。

情報

- ・ 市場における一元的な情報収集・伝達のツールも必要。
- ・ 特定の情報ベンダー・ホームページを通じた日銀からの伝達、オペ・コール市場のフェアシリティー向上。

ディール

- ・ 通信機器は、第一には社内外の連絡・情報収集手段という位置付け。これを、約定締結まで可能な体制として整備することも必要と思われる。
- ・ 約定締結可能な体制を敷くにあたっての業界横断的のコンセンサス、ならびに共通インフラの整備（電子メール、携帯電話類）。

5. その他

レポ取引・CP取引をどうするか。

以上

平成 15 年 12 月 24 日

災害時の短期金融市場における行動指針

短期金融市場取引活性化研究会

短期金融市場取引活性化研究会では、大規模災害やシステム障害が発生し短期金融市場取引が通常通り行えなくなる事態に陥った場合に、被災当初における金融システムの維持と混乱の回避と短期金融市場の早期復旧のために市場参加者がとるべき行動指針を（主に円資金マーケットを対象に）取り纏めた。

当研究会代表幹事は、災害発生時、諸般の状況に基づいて本指針の市場への適用についての判断を行い、市場参加者へ通知する。

1 被災初日～3日目までの行動指針

- 1.1 災害時には市場取引は直ぐに再開できない可能性が高いことを念頭においた資金繰りを行う。
- 1.2 各社の BCP に則り業務継続体制の早期再構築を図る。
- 1.3 約定済取引の資金決済は当日中に完了することを目指す。
- 1.4 災害時には、決済時間帯に関する慣行によらず、決済可能なものから可能な限り早期に決済することを目指す。
- 1.5 災害時の事務処理に十分な時間の余裕をもたせるために、新規約定は可能な限り午前中の時間帯に行うことを目指す。
- 1.6 災害時用情報・通信手段により、状況把握に努める。
- 1.7 各自の営業状況・復旧状況につき、市場全体の運行の円滑化に寄与することを目的にこれを他の市場参加者に周知できるように配慮する。
- 1.8 市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。なお、情報の交換に当たって、その取扱いには十分留意する。

2 4日目以降の行動指針

- 2.1 OTC の短期金融市場の再開を図る。
- 2.2 決済時間帯について、通常の決済慣行に復帰することを目指す。
- 2.3 新規約定についても通常の時間帯に拡大することを目指す。
- 2.4 現物の受渡が困難となる事態の場合、手形レスコール取引、ユーロデ

が取引等が主たる資金調達手段になることを前提に資金繰り、市場再開を図る。

2.5 引続き市場参加者同士協力して資金融通や情報交換に努める。

3 平時の行動指針

3.1 各社においては、災害時の復旧手順の確立維持を目指す。

3.2 市場参加者間においては、災害時の連絡体制を平時より整備するため、緊急連絡先リストの共有をするなどの手段につき配慮する。

3.3 市場参加者間においては、災害時のBCP発動時を想定した訓練を協働で行う等を考慮する。

[補足]

1．本行動指針は、以下の被災シナリオを想定して作成したもの。このシナリオは、最悪の事態よりやや軽度の「ミディアムリスク」シナリオである。本シナリオより悪い事態（決済システムの全面停止等）においては、別途の行動による必要がある（決済をシステム復旧まで全面延長する等）。

システムトラブル・停電等の障害、地震、火事、テロ等の災害の発生
東京市場参加者の半数程度が取引不能
日銀ネット等の決済インフラはバックアップセンター立上げにより稼働

2．本指針は、市場全体の運行を念頭においたものであり、各市場参加者の復旧方法（バックアップサイトの整備・社内災害対策マニュアル等）は各社で整備するものとの前提にたち、特段の指針は設けていない。

以上

【平成 16 年 3 月 短取研資料】

平成 16 年 3 月 24 日

【BCP対応】検討事項取り纏め～本年度の主な取り組み

	短取研	日本銀行
5月	都銀間 BCP 対応連絡先一覧交換(15日) 「災害時の短期金融市場における行動指針 (叩き台)」提示(22日)	
6月	「通信・情報・ディール対応ツール」の紹介(23日) 夏場の電力不足についての対応(23日)	金融市場の BCP に関するフォーラム開催 (17日)
7月		金融市場の BCP に関するワークショップ開催(10日) 「金融機関における業務継続体制の整備について」公表(25日) 「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」公表(25日)
8月		
9月	情報ベンダーによる情報連絡ツールに関するデモンストレーション会合開催(17日) 短取研 BCP 対応連絡先一覧交換(19日)	金融市場の BCP に関するワークショップ(第2回)開催(19日) 「金融市場における業務継続体制 - 「市場レベルの BCP」の整備へ向けた内外の取り組み状況 - 」公表(25日)
10月	「日本銀行への要望事項」にて BCP 関連要望(15日) 「災害時の短期金融市場における行動指針(案)」提示(28日)	金融市場の BCP に関するワークショップ(第3回)開催(24日)
11月		「日本銀行への要望事項」の回答(25日)
12月	「災害時の短期金融市場における行動指針」策定(24日)	「市場レベルの BCP に関する検討・対応のポイント(2003年12月)」取り纏め(19日)
1月	第1回 BCP 対応 PT 開催 (19日)	
2月	第2回 BCP 対応 PT 開催 (16日)	
	「災害時用ウェブサイトの設置・運営について(案)」提示(23日)	
3月	第3回 BCP 対応 PT 開催 (11日)	

【平成 15 年 5 月 短取研資料】

平成 15 年 5 月 22 日

【短期社債】市場活性化に向けた方策（案）

1. 税制をめぐる状況の再確認 - 手形 C P の印紙税軽減措置撤廃？
2. 電子 C P のメリットの再確認
 - 現物管理からの開放
 - 法的リスクからの開放
 - 総合的なコストの削減
 - 手形・電子並存の弊害
3. サムライ電子 C P の源泉徴収免除の実現
4. サムライ電子 C P（含、サムライ電子 A B C P）の発行対応
5. 保証付条項等の開示関連手続の整備
6. 決済期間短縮化（T + 0）の業務フローの作成
7. 情報伝達・情宣活動

電子 C P 市場拡大のハードル

- ・保振宛手数料（新規記録・振替・口座残高管理）
- ・銀行宛手数料（資金決済・発行支払代理・口座管理機関）
- ・発行手続が煩雑（取締役会決議等）
- ・システム対応未済
- ・ディーラー契約が合意に至らない
- ・発行支払代理人サービスが提供されない
- ・電子 - 手形プレミアムの存在
- ・流通市場が未整備
- ・日銀現先オペ未実施
- ・投資家が見つからない
- ・市場としての先が読めない

電子 C P を使ってよかったこと

- ・決済期間が短縮化された
- ・手形より利回りがいい
- ・手形の廃止、発行・支払代理人利用により、発行事務が効率化された
- ・手形の廃止により、保護預り・搬送事務が削減された

以上

【平成 15 年 10 月 短取研資料】

平成 15 年 10 月 28 日

【短期社債活性化】16 年度税制改正要望事項の検討状況について

1. 現在の C P 関連税制

	居住者発行	非居住者発行
手形 C P	印紙税特例措置が適用(一律 5,000 円) (期限：平成 16 年 3 月末)	印紙税特例措置が適用(一律 5,000 円) (期限：平成 16 年 3 月末)
電子 C P	償還差益に係る源泉徴収が不適用 (恒久措置)	償還差益に係る源泉徴収が適用

(現実的な問題点)

- ・居住者(国内法人発行 C P 等)
手形 C P から電子 C P への移行が平成 16 年 3 月末までに間に合わない見通し。
(10 月 21 日現在 発行社数：10 社、発行残高約 5,500 億円(手形 C P の約 2%))
- ・非居住者(外国法人発行 C P、海外 S P C 発行 A B C P 等)
現状の税制下では電子 C P を発行できず、平成 16 年 4 月以降は C P そのものの発行が極めて困難になる。

2. C P 関連税制における改正要望事項

1. サムライ電子 C P の償還差益に係る源泉徴収を免除すること
2. 手形 C P に係る印紙税の特例措置の適用期限を延長すること

(電子化への移行を目標としながら何故手形印紙税特例措置の延長要望が必要なのか?)

- ・殆どの国内法人は電子化への移行が現実的に間に合わない。
- ・非居住者の手形から電子への円滑な移行の為には一定の並存期間が必要。

3. 税制改正までのスケジュール目安(カッコ内は昨年度の実施日)

- 8 月 : 各省庁より財務省主税局宛要望書提出
- 12 月 : 与党「税制改正大綱」公表(13 日)
財務省「税制改正の大綱」公表(19 日)
- 1 月 : 「税制改正の要綱」閣議決定(17 日)
- 3 月 : 公布
- 4 月 : 施行

以上

【平成 15 年 10 月 短取研資料】

平成 15 年 10 月 28 日

【短期社債活性化】保証付 C P 等についての論点の整理

【保証について】

問題の所在

1. 手形 C P における保証付 C P

包括保証：

- ・保証人が被保証人（発行体）に対し、保証委託契約を締結。
- ・投資家が保証内容について確認したい場合は、（ディーラーを通じ）発行体説明書を取り寄せ、添付されている保証委託契約書の「写し」を参照することで対応する。
- ・但し、発行体説明書自体には、公募社債における目論見書と異なり法的拘束力は無い。
- ・また、包括保証は手形券面上に保証事項の記載が無い為、「写し」による確認方法では法的な根拠に乏しい（「実は保証の内容が変わっていた」、「既に保証が無効になっていた」等のことが起こり得る）。

券面保証（都度保証）：

- ・現物の手形券面上に保証人の記名・捺印があるため、法的効力は明白。
- ・特に、日銀では担保やオペ玉で受け入れるかの適格審査上の債権保全ニーズから利用。
- ・但し、実際に市場で主流なのは利便性に勝る の包括保証。

2. 電子 C P における保証付 C P

- ・ の包括保証については発行形態が手形から電子へと変わっても運用上殆ど変わらず。
- ・結果、テーマとなるのは、「 の券面保証に代わる枠組をペーパーレス化された電子 C P でいかに法的効力を持たせた形で構築するか？」という問題。

発行登録済み公募社債との比較

公募社債（発行登録済み）：保証内容は発行登録書によって担保

- ・購入に当っては社債購入申込書を発行体に提出。
- ・保証内容については、発行登録書に記載されている。

登録機関に行けば保証内容は確認できる。

C P（私募）：保証内容を担保できるのは現状手形の券面上の保証のみ

- ・保証条項等の付帯事項に関し、発行登録書等法定書類の作成義務が無い。
- ・短期社債システムに法的に有効に公示する手立ても現状無い。

(背景)

- ・ 商法で想定していた私募債以上にCPは広く流通してしまう！
- ・ CPの保証については私募債ゆえに完全に担保することは出来ない！

対応策(案)

社振法第68条を改正する：「保証付の旨」ならびに「保証内容」を振替口座簿の法定記載事項とする。

公告を出す：「 社を保証します」、「保証書の原本を見せます」etc.

公募で発行する：発行登録書を作成する。

(私募のまま)発行登録書を作成する

保証人自らが保振端末に入力する：保証人のもとに保振端末を設置、都度備考欄に「保証付の旨」を入力する。

発行体説明書と保振端末の銘柄備考欄(以下、備考欄)の利用：「保証内容」ならびに「保証付の旨は備考欄に記載すること」を発行体説明書に記載、備考欄には「保証付の旨」ならびに「保証内容は発行体説明書に記載されていること」を記載することとする。

【その他検討事項】

ディーラー契約(主に相殺条項)

銀行取引約定書との関係、担保付与(社債間限定同順位特約付)との関連について

以上

【平成 15 年 12 月短取研資料】

平成 15 年 12 月 24 日

【短期社債市場活性化（1）】市場・制度動向報告

- 1．新規発行増加中
- 2．税制改正決定により移行の時間軸がほぼ決まった
- 3．保振システム高度化

【短期社債市場活性化（２）】保証条項の開示関連手続

1．保証条項開示方法（案）

社振法 68 条を改正する

公告を出す

発行登録書を作成する

銘柄備考欄につき保証人自らが保振端末に入力する

発行体説明書と保振端末の銘柄備考欄の利用

2．補足

(1) 前提

保証債務成立の為には、保証人と債権者間での保証契約の成立（申込みと承諾）が必要（書面による必要はない）。

保証履行請求の際に保証人の意思を示す書面等が存在することが債権者の債権保全のためには望ましい。

典型的な保証契約でなく、「債務者が返済できなかつたときには保証人がこれを代わりに支払う義務を債務者に対して負う」という契約と構成することも可能。

(2) 各案の比較（幹事による所見）

	保証人の意思	書面等の存在	債務者 保証人 間の契約の存在	課題
社振法改正	×			法令改正要
公告				保証人のリスク 高い？
発行登録	×		？	手続煩雑
保振端末（保 証人入力）				システム更改要
発行体説明書	（保証書写添 付等により）			発行体説明書は 法定書面ではな い。

【短期社債市場活性化（3）】受渡金額と単価の使用について

1. 昨年度短取研の議論

(1) 受渡金額算出方法には以下の4方式がありうる（手形CPはC方式）

	残高方式	最低振替単位方式
単価方式（社債型）	A	B
金額方式（手形型）	C	D

(2) 昨年度の結論

「（約定時の受渡金額の算出方法について）当面は、手形CPと同様に約定時に相対で協議することになるが、短期社債振替システムの更改等の機会をとらえて、算出方法の統一化を図ることについてはコンセンサスが確立しているため、将来的に解決すべき課題の位置付けとする」（2002年度取り纏め報告）

2. 保振短期社債システム更改（平成 17 年 10 月予定）

決済照合システムにおいて、「単価」欄は入力必須（15桁、数字、小数点あり、%）

3. 「単価」の決定方法

- A. 計算式に基づく単価
- B. ダミー値

4. 考慮すべき事項

- 保振決済照合システムのデータはそのまま電子法定帳簿として利用を想定
- CPの法定帳簿では単価に代え利回りを記載することも可（金融庁）
- 保振決済照合システムにおいて「単価」欄は入力必須
- 各社システムの状況（現在電子CP管理において単価データを保有しているか？）

5. 今後の手順

保振「決済照合小委員会・CP小委員会」にて協議決定、保振システム利用ルールとして記載の予定（平成 16 年 3 月末までに）短取研のアクション？
参考：現先取引のスタート単価の決定方法の統一如何について

【平成 15 年 12 月短取研資料】

平成 15 年 12 月 24 日

【短期社債市場活性化（４）】その他の課題

- 1．保振手数料・発行代理・資金決済手数料等
- 2．社振法（発行の決議等）
- 3．流通市場（現先市場の育成）
- 4．日銀オペ（当日戻り玉の現先オペ差入れ）
- 5．保振システム（CPU 接続・仕様）

以上

【平成 16 年 2 月 短取研資料】

平成 16 年 2 月 23 日

短期社債に関する検討課題

1. 単価・約定利回りの設定について

A. 幹事案

現行の割引債と同様、額面 100%あたりの単価を算出し、これに数量を乗じることで受渡金額を算出する方式とする（単価の桁数は別途慣行で決める）。

（メリット）

- 保振機構の短期社債振替決済システム、ISO15022、電子法定帳簿の作成につき、他の債券と事務システム対応が共通化できる。
- 市場慣行上、CP とその他の債券との共通化が図れる。

（デメリット）

- 現行の手形 CP 用社内システムへの改変が必要になり、コスト増となる。

B. 代替案 1

ダミー単価 100 円を保振システムに入力

C. 代替案 2

$(\text{約定金額} / \text{額面}) \times 100$ を保振システムに入力

2. 信用補完情報の表示方法について

A. （保振案）信用補完情報コード化スキーム

B. （幹事案）

信用補完・流動性補完の形態は多様であり、電子 CP の場合その内容を法的に有効な形で正確に銘柄情報に記載するのは技術的に困難がある。またコードによる類型化で却って購入者が不正確な認識をする可能性がある。

法的安定性を、保振の銘柄情報欄への表示で担保するのではなく、発行体説明書・インフォメーションメモランダム等の充実化による開示を一般的に受容性のある慣行として確立し、付帯条項（信用補完情報・財務制限条項等）の公示性・公信性を事実上拘束力のあるものとしていくのが市場拡大にとっては望ましい。

そのため、むしろコードは設定せず、発行体が備考欄に自由記載する方法がよい。

以上

【平成 15 年 6 月 短取研資料】

平成 15 年 6 月 23 日

【市場活性化策】問題点の把握と改善提案

1. 何のための「市場活性化」か？

- ・ 収益向上
- ・ 資金の需給調整機能の回復

2. 現状何に困っているのか？

平常時

- ・ 日々の資金繰りで余資を運用しきれない
- ・ 金利水準が低過ぎて運用意欲が湧かない
- ・ 資金の巡りが悪く調達が難しい
- ・ 金利が動かないので裁定の機会がない

非常時

- ・ いざという時に市場からお金がでてこない
- ・ 有事の際資金を抱え込まざるを得なくなる

3. 改善のための問題意識と打開案

一定範囲内での金利の上昇（下落）を容認する市場風土があれば・・・。

（現状は「活性化」の兆しが見えると当局から「不安定化」と見なされてしまう・・・。）

- ・ ロンバート貸出を抵抗無く機動的に使えるようにしてはどうか？
- ・ オペ落札レートに下限レート（0.005% , 0.010%等）を設定してみたらどうか？
- ・ マイナスレートでの取引をもっと普及させてみてはどうか？

日銀当座預金内の滞留資金を減らせられれば・・・。

- ・ 日銀当座預金へマイナス金利を付与してみてもどうか？

出し手の日常的な運用難を軽減・解消することは出来ないだろうか・・・。

- ・ 短資宛の有担コール運用資金をもっと市場の取り手へ回すことは出来ないだろうか？

（有担コール残高：「出し手合計 - 取り手合計」 = 4～5 兆円）

- 有事に資金を抱え込める業態(バンキング等)が抱え込まずに放出してくれれば・・・。
- ・ 資金の出し手のインセンティブを上げるためにレートの目線を多少上げてはどうか？
(取引種類別の損益分岐点の調査・算出してみてもどうか？)
 - ・ レートの刻み幅を0.001%から0.005%や0.010%等へ引き上げてみてはどうか？

リスクに応じた適正なプライシング機能があれば・・・。

- ・ (特に無担保取引で) 相対取引の指標となりうる格付け制度を導入してはどうか？
- ・ オペの個別別落札結果を開示すれば、市場での相対取引がし易くなるのではないかと？

郵政公社のコール運用開始が市場の流動性向上の契機となれば・・・。

- ・ ある程度年末・期末越え等のターム資金供給に向けてもらえないだろうか？
(現状日銀オペ頼みとなっているターム取引の活性化に寄与出来ないだろうか？)

4.【提案】有担コール市場のターム物取引の育成についての検討

ねらい

オペに依存しない市場における自前での需給調整機能の向上

現状

年越え・期越えをはじめとしたロングタームの資金取引は市場で殆んど成立せず、事実上日銀が唯一の資金の出し手となっている。

有担コールでその役割の一部でも担えないだろうか？

育成に必要なもの

- ・ 資金の出し手 郵政公社のコール市場参加に期待がかかる。

以上

平成 15 年 10 月 28 日

短期金融市場活性化のためのアクションプラン

短期金融市場取引活性化研究会

現在の短期金融市場は、量的緩和政策による「金余り」現象により、いくつかの特殊市場環境を呈している。オーバーナイト金利は事実上 1000 分の 1 パーセントに固定されており、実態的なコール市場取引が極めて少ない状況にある。市場参加者の一部では、資金調達の相当部分を日銀供給オペによりまかない、資金運用も日銀資金吸収オペにてまかなう、という「日銀のブローカー化」現象がおきている。また、法定準備を越える準備預金を市場で運用せず（あるいは出来ず）、日銀当預に存置するという行動も見られる。

この状況は、一方では日銀へ依存すれば資金確保が可能であるという状況をもたらし、他方では現状もしくは将来の短期金融市場においていくつかの懸念をもたらす。

通常時においては次の状況が生じている。低金利状況が資金の出し手の運用意欲を低下させていること。資金の取り手にとっては調達手段が極めて限られていること。裁定取引者にとっては裁定取引の機会が少ないこと。これらにより各市場参加者の収益機会が奪われていることである。

かかる市場状況から、予期せぬ資金需要が発生した際に、市場からの調達が極めて困難になるという状況が予想される。この予測のもと、市場参加者は金融調節により潤沢に供給された資金を市中に放出せず手元におくという行動をもたらす。これは収益機会の喪失とあわせて資金循環をさらに停滞させる悪循環の要因となっている。

短期金融市場取引活性化研究会では、その使命としてこの状況を改善すべく委員によるディスカッションを行い、「短期金融市場活性化のためのアクションプラン」を以下の通り取りまとめた。

アクションプラン策定に当たっては、これが自由な市場に新たな制約を課すことにならないこと、人為的な市場操作をもたらさないこと、を念頭においた。

1．振替国債担保付コール取引の環境整備

(1) 有担保資金取引の有効性

資金の出し手の運用インセンティブを向上させるためには、金利の絶対水準を高めるだけでなく、運用の収益効率を向上させることが有効である。資金運用には有担保取引と無担保取引があるが、信用リスク勘案後のリスク・リターンは有担保取引のほうが高い。したがって、有担保資金取引を活性化させることで短期金融市場全体の活性化を図ることが有効である。

有担保の資金取引には、現金担保付債券貸借取引（現担レポ）、債券条件付売買取引（現先レポ）、有担保コール取引等があるが、当研究会では、有担保コール取引、特に振替国債を担保とするコール取引の取引例を提示することで、市場参加者の利便性を向上させることを考えた。コール取引は当日物の取引がすでに一般的に、且つ簡便に行われていることから、市場参加者にもっとも受容されやすい取引であることがその理由である。

尚、信用リスク管理、決済リスク管理の観点からもっとも完成度の高い取引形態は現先レポである。有担保資金取引は最終的には現先レポに一本化されるのがリスク管理的には望ましいと考える。

しかし、現先レポはスキームの複雑さゆえいまだ市場参加者の多くは現先レポのリスクコントロール条項を十分に活用できる段階にない（特に当日物オーバーナイト取引）。振替国債担保コールと現先レポは現実的には当面市場参加者の嗜好により並存していくことが予想される。

(2) 振替国債担保コール取引の取引例

振替国債担保コール取引の取引例を以下に示す。値決め後、スタート日に資金の取り手は担保となる振替国債を日銀ネットを通じて資金の出し手の振込国債口座に振替える。資金の出し手は日銀ネットを通じて資金を取り手の日銀当座預金に振替える。エンド日にはその逆が行われる。

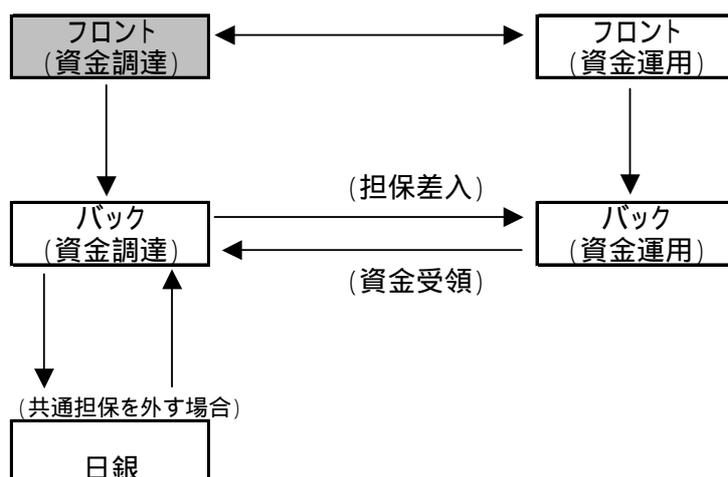
ここでは、日銀ネットの振替において、国債 DVP 電文を用いた取引例を提示した。国債 DVP 電文を用いれば、資金と担保の振替が同時に行われるため、非 DVP による担保振替に比べ決済はより安全となる。

ただし、国債 DVP 電文は国債の売買・貸借等に用いられるのが通常であるため、各市場参加者社内の STP システムにおいて、コール取引を国債 DVP 電文にリンクさせることには困難も予想される。その場合、当事者間の申し合わせにより非 DVP 決済とすることもできる。（なお、この場合においては、資金の

取り手が先に担保を出し手に振替え、後に出し手が資金を振替える FOP 決済が標準的といえる。)

【決済事務フローの一例】(DVP決済・資金調達サイドから)

フロント - フロント	約定
フロント バック	約定内容・振替債使用する旨連絡
(資金受領・担保差入サイド)	担保対象銘柄を指定・連絡
	(日銀共通担保を外して使用するか)
バック	日銀ネット業務処理区分「75151」
(担保差入事務)	(「国債受渡(資金同時受渡)(譲渡人・払出先)」)
	により国債払出準備完了の送信。
	受付案内の受信(帳票コードA75 - 001)
	担保差入の確認
バック	日銀ネット業務処理区分「75251」
(資金受領事務)	により資金受渡依頼。
	資金受領の確認



(3) 将来へのレベルアップ

振替国債担保コール取引の活性化に向けて将来的に考慮の余地のあるスキームとして、以下を提示する。

- 短資会社経由振替国債担保付コール取引市場の拡大
- 振替国債の担保掛目の見直しの検討
- 短期金融市場における基本契約書の整備の検討

これらについては当研究会の下半期において研究テーマとして議論を行う予定である。

2. 日本銀行補完貸付制度（ロンバート貸出）の利用促進・機能向上

（1）ロンバート貸出の趣旨

ロンバート貸出制度は、日銀当預を保有する市場参加者の借り入れ申し込みに応じて共通担保の範囲内であれば日銀が受動的に公定歩合で貸出を行う制度である。その趣旨とするところは、借り入れの簡便性（日銀は担保の範囲内であれば事実上貸し出しを断ることはない）、簡便な担保スキーム（従前の据置担保方式と異なり、オペ、当座貸越と同じ共通担保利用）、一律の金利設定（公定歩合）により、市場参加者の積極的利用を促すことである。ロンバート貸出の創設により、共通担保の範囲内であれば公定歩合での借り入れが可能であるという安心感から、市場参加者は日中の資金取引を積極化させ、かつ公定歩合を超える市中金利の跳ね上がりを抑止することが意図されている。

しかし現実には、ロンバート貸出の利用額は多くはなく、ロンバート貸出をよりどころに市場取引を積極化させる動きや、市中金利が公定歩合以下に抑制されるという結果を安定的且つ確実にもたらすまでには現実には十分に活用されていない。

ロンバート貸出の利用を促進するためには、貸出の利用に対する市場参加者の抵抗感を除去することが必要である。中央銀行が金融調節の一環として資金供給を行う際に貸出の形態をとると、市場参加者が最後の手段として中央銀行から貸付を受けたという印象から、利用を躊躇する向きも少なくないと思われる。そこで当研究会では、以下の2通りの改革を提言する。

（2）提言

（A）ロンバート貸出制度の機能向上 - 借入期間制限の撤廃恒久化

現在、ロンバート貸出には期間の制限（1積み期間に原則5営業日まで）がある。この制限は制度開始当初より緩和されており、市場環境に応じ柔軟に変更できるようになっている¹が、期間制限撤廃を恒久化することで、「いつでも利用可能な貸出」であることをより明示的にアナウンスすることができる。

（B）日銀と市場参加者間の相対現先レポ制度の創設

補完貸付制度の取引形態を「貸出」から「現先レポ」に変更することで、当該制度が金融調節の一環であることをより明示的にアナウンスすることができ、

¹ 本年3月25日日銀政策決定会合にて「当分の間すべての営業日を通じて公定歩合による利用」が可能とされた。

利用者の抵抗感なく利用促進が図れる²。

	ロンバート貸出	相対レポ（案）
取引形態	貸付 （共通担保利用）	条件付売買
期間	1 営業日	定めず （市中取引と同様のルール適用）
利率	原則基準貸付利率（公定歩合） 6 営業日以上の場合は基準貸 付利率 + 2%	原則基準貸付利率（公定歩合） ただし、一定期間以上の場合は、 上乗せ金利を加えた利率を適用

3 .(参考)その他

この他にも市場活性化のためのアクションプランとして議論の俎上に上った案はいくつかあるが、実現可能性や、市場への過度な制約の観点から最終案では見送ったものがある。将来の議論にむけての参考にこれらを以下に示す。

- (1) 短資経由ターム物取引へのランニングプライス提供
- (2) コール取引のレート刻み幅の変更
- (3) 取引採算に基づく、あるべき金利体系の構築
- (4) 日銀オペ金利体系の再構築（下限金利の設定、刻み幅の変更）

以上

² 中銀からの「貸付」形態による資金調達には、「日銀借入金」をバランスシートに計上する一部参加者においては IR 上のマイナスイメージが大きいとも言われている。

平成15年10月15日

日本銀行への要望事項

短期金融市場取引活性化研究会

要望事項	重要度	具体的ニーズ・背景・効果等
【BCP関連】		
1. 「市場レベルのBCP」における民間への継続的な協力・サポート		<ul style="list-style-type: none"> 民間における「市場レベルのBCP」の検討・議論に対しての継続的なサポートに加え、各金融機関の資金繰りを司る短期マーケットにおける実際の災害時対応にあたっては、今後民間と検討・協議の上、中銀としての相応の役割を要望。
2. 広域障害・災害発生時における日銀の実務面での対応基準の早期公表		<ul style="list-style-type: none"> 7月公表ペーパー「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」に続く各論(自社のBCPをより実効性のあるものとするための体制・インフラ面での施策についてより詳述な公表物を想定)についての公表を要望。
3. 日銀ネット端末ダウン時の代替手段の確保 日銀ネット端末店舗を他店舗に切り替えられる端末店舗属性の変更実施機能 日銀による代行入力(FAX等で依頼)		<ul style="list-style-type: none"> 具体的にはA行大阪支店(日銀当座勘定取引店:大阪支店)の日銀ネット端末属性をA行東京支店(日銀当座勘定取引店:本店)に切替可能とするものを想定。 具体的にはFAX等で依頼することを想定。 障害発生時、決済時間内での書面作成が難しいことや、本店管轄の日銀支店が県内に無いなど遠隔地としての問題がある。
【オペ/担保関連】		
1. 振替社債の担保差入に係る具体的手順の検討		<ul style="list-style-type: none"> 本年6月に証券保管振替機構が制度要綱を公表(制度実施時期は平成17年後半を目処)。 市場での円滑な電子化移行を図るうえで、日銀担保として差入れる際の手続きについての早期公表を要望。
2. 短期国債買入オペ対象銘柄の拡大		<ul style="list-style-type: none"> 必要残存期間の短縮化(現状の2ヶ月程度から1ヶ月程度へ)によるオペ差入玉の拡大の効果。 資金化を容易にすることで短期ディーラー等のファンディング(短期の資金繰り)支援が実現。
3. 国債現先オペのマージンコールについて債券・現金のいずれかの差入を選択可能とすること		<ul style="list-style-type: none"> 市場取引では現金差入が主流であり、現状オペでのマージンコールに対して別途玉の手当てを要する格好。 将来的には差入債券の共通担保化も視野に入れた、オペの使い勝手改善を要望。 さしあたっては市場取引に即した現金差入も可能とすることで、利便性向上を実現。
4. 国債買現先オペにおける銘柄数制限(10)の撤廃		<ul style="list-style-type: none"> レポオペに比べ使い勝手が低下、特に委託による入札に支障が出ている。 新現先オペの使い勝手向上により市場での新現先移行促進の効果。
5. CP買現先オペにおいて、当日入手する玉の差入		<ul style="list-style-type: none"> オペ玉拡大によるCPディーラー等の資金繰り支援を図ることで、電子CPの市場取引拡大に寄与。

要望事項	重要度	具体的ニーズ・背景・効果等
【日銀ネット/システム関連】		
1. 制度・日銀ネット機能等変更時の、十分な準備期間の設定と検討段階からの前広な報知		<ul style="list-style-type: none"> 証券決済制度改革によりシステム投資が相次ぐなかで、社内でのシステム予算計上に対しては、十分な期間の確保と個社での負荷規模の把握が不可欠。 具体的には、一般債振替システムへの日銀ネット対応、日銀ネット高度化等。
2. ホームページ上での通達や報告様式の検索機能の追加		<ul style="list-style-type: none"> 日銀各局からの通達検索において書面ベースでは相当の労力を要し、且つ保管スペースも必要とする。 最新版を容易に閲覧できることで、社内における正確且つ効率的な事務体制構築を実現。 具体的には金融市場局「FM Info Net」のような形態で、他部署(業務局、システム情報局等)についても閲覧できる体制を先ずは要望。
3. 日銀ネット端末のプログラム変更手続を現行のFD処理から日銀サイトでの遠隔操作等へ変更		<ul style="list-style-type: none"> 個社におけるプログラム変更手続きの事務負荷削減。
4. 日銀ネット端末の機能改善(同一社内の日銀取引先店舗(含、非オンライン店舗)が管理する取引履歴(当日の入出金異動明細等)を本店等オンライン店舗が取得する機能)		<ul style="list-style-type: none"> 都銀・地銀等社内に日銀取引先店舗(含、非オンライン店舗)を相応に有する金融機関においては、(資金繰りの大半は本部に集中しているものの、)資金繰りを本店等で一元的、且つ正確に把握するニーズが強い(特に、各店舗での異動が比較的大きい税揚げ日・全社単位で着地見通しを立てる積み最終日等)。 日中の異動把握を通じ、全社ベースでの資金繰りの一元管理(残高増減の原因把握、資金ショート未然防止)を実現。
【その他】		
1. 決済の階層構造化を展望した、口座保有者とオペ先・入札参加者との関係見直し		<ul style="list-style-type: none"> 証券決済制度改革の進展により、システム追加投資回避の為に決済インフラ参加のアウトソース化のニーズは高まるも、オペ対象先から外れることがネックとなっているケース有り。 発行払込やオペについて、直接参加者でなく、間接参加者や顧客であっても参加可能とし、その為に、他の金融機関に開設した預り口を通じた決済や、預り口からの共通担保の差入れ等を可能とすることを要望。
2. DDコール取引諸計数(含、レート)の公表		<ul style="list-style-type: none"> 現状月末残高の概数は把握可能だが、短資経由取引と同様に日次ベースでDD市場の実態の把握を要望。 コール取引の市場規模の全容把握に向け、DDコール取引の実態把握は不可欠。
3. 日銀準備預金のキャリアオーバー制度の実現		<ul style="list-style-type: none"> 量的緩和下において火急のニーズではないにしろ、現行の準備預金制度のもとで、積み最終日の市場安定化を図る上で整備すべき制度。 金融機関の過大なコスト負担の回避や資金繰りの弾力性確保の観点から有益な手立て。

(注: 「重要度」について …… :極めて高い、 …… :高い)

以上

平成 15 年度短取研メンバー

金融機関名	役職名	氏名
東京三菱銀行	資金証券部次長	林 茂
UFJ銀行 (～9月)	総合資金部次長	菅野 耕平
三井住友銀行 (10月～) (1月～)	市場営業統括部企画グループグループ長	神谷 誠
	市場営業統括部担当次長	宮崎 雅夫
横浜銀行	金融市場部グループ長	勅使川原 昌義
UFJ信託銀行	資金企画運用部次長	嶋岡 岩男
パークレイズ銀行	資金証券部アソシエイトディレクター	籾 将行
八千代銀行	営業企画部調査役	亀井 俊
信金中央金庫	市場運用部審議役	堀 博明
農林中央金庫	資金為替部部長代理	宮地 茂夫
大和証券投資信託委託(～7月) (8月～)	トレーディング部次長	赤倉 博一
	トレーディング部次長兼資金為替課長	松岡 正則
野村證券	資金部次長	菊池 一
第一生命保険 (～6月)	証券業務部次長	水野 淳一郎
日本生命保険 (7月～)	資金証券部資金課長	高田 実
東京海上火災保険 (～6月)	投資部債券投資グループグループリーダー	田口 美一
日本興亜損害保険 (7月～)	財務企画部課長	島田 雅夫
上田八木短資	インターバンク営業部長	山本 徳隆

(オブザーバー)

日本郵政公社	郵便貯金事業本部財務・資金管理部 資金管理グループグループリーダー	織田 善則
東京金融先物取引所	総務部企画課企画役	中島 雅之